

浄化槽設置費補助制度

平成31年4月1日～令和4年3月31日

- ◎対象者 個人住宅に浄化槽を設置する人
- ◎対象地域 太良町内全域（竹崎漁業集落排水処理施設の処理区域除く）
- ◎補助対象となる浄化槽 国の補助基準を満たす機能を有する浄化槽

人槽区分	従来からの補助金額	町が上乗せする補助金額	補助金額合計
5人槽 住宅延べ面積 130㎡以下	332,000円	150,000円	482,000円
7人槽 住宅延べ面積 130㎡超え	414,000円	200,000円	614,000円
10人槽（2世帯住宅） 台所及び風呂がそれぞれ2ヶ所以上	548,000円	200,000円	748,000円